

3章 住宅施策の目標

1 基本理念

本市の上位計画である「滝川市総合計画」では、「世界に誇れる国際田園都市」をまちの将来都市像として定め、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」を基本目標の1つとして、高齢者や子育て世代のライフサイクルに適した居住環境の提供等が示されています。

また、平成20年度に策定された「滝川市住生活基本計画」では、「少子高齢社会に豊かに住まう住宅づくり」を基本理念として住宅施策に取り組んできました。

本市では、人口・世帯減少が進む中で、子どもから高齢者が安心して暮らすことができる居住環境の整備を進め、移住定住の促進と住宅関連産業の活性化を図ることが重要です。

また市営住宅においては、効果的・効率的な整備と地域への貢献がより一層重要となっています。

以上から、本計画の基本理念は「誰もが豊かに住まう住宅・住環境づくり」と定め、基本理念の実現に向けて住宅施策に取り組みます。

基本理念

誰もが豊かに住まう住宅・住環境づくり

2 基本目標

上記の基本理念の実現に向け、以下の基本目標を定めます。

基本目標1

子育て世帯・高齢者・低額所得者など住宅確保要配慮者に対応した住宅・住環境づくり

子育て世帯や高齢者、低額所得者などの住宅確保要配慮者のニーズに沿った住宅の整備や支援等幅広い施策を展開し、いつまでも安心して暮らし続けることができる居住環境の形成を進めます。

基本目標2 人口減少に対応した住宅・住環境づくり

人口減少の抑制を図るための移住定住施策に加え、既存住宅の良質化と市場流通の促進による危険な空き家の発生抑制など本市が持続可能な居住環境の形成を進めます。

また、市営住宅についても人口減少等を見据えた再編・集約等と市営住宅跡地を民間移譲するなど新たな事業展開を図ります。

基本目標3 地域・住宅関連産業の活性化を促す住宅・住環境づくり

市営住宅の建替えに併せた地域の活性化や地場住宅関連産業の振興を促進するとともに、中空知全体の住宅市場が活性化するよう広域連携を促進します。